

## 令和7年度 エイズ・性感染症の予防・啓発等の推進事業に対する補助金 募集要項

### 募集開始日

令和7年4月1日

### 趣旨

エイズ・性感染症の感染・感染拡大・発症防止のため、市民に正しい知識の普及や啓発などを進めていくための補助制度です。

### 1. 対象となる団体

次の要件に該当する団体で、かつ、市長が補助するのに適当であると認める団体。

- ・団体の所在地が神戸市内にある。
- ・交付対象となる活動地域は、原則として神戸市内とし営利を目的としないこと。

### 2. 補助対象となる事業

- (1) エイズ・性感染症の予防、正しい知識の普及・啓発に関する事業
- (2) HIV陽性者及びエイズ患者等に対する治療の継続・発症の予防に資する事業及び正しい知識の普及・啓発に関する事業
- (3) その他エイズ・性感染症の予防を図るため必要と認める事業

### 3. 補助金額

・補助対象経費の総額が、本補助金の経費の範囲と適合しているかを確認し、本補助金の全体の予算額の範囲内で、補助金交付額を決定します。

### 4. 対象となる期間

- ・令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5. 申請から交付までの流れ

#### 〈申請方法〉

- ・申請を希望する団体は、補助金交付申請書等の必要な書類を神戸市健康局保健所保健課へ来所もしくは電子メールで4月30日までに提出してください。

#### 〈申請時に提出する書類〉

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号-1）
- (2) 事業計画書（様式第1号-2）
- (3) 収支予算書（様式第1号-3）

#### 〈補助金の交付決定方法〉

- ・申請のあった補助事業について、本要項やエイズ・性感染症の予防・啓発等の推進事業に対する補助金交付要綱等の規定に則したものであるかどうか市が審査します。

・申請書類について、審査結果を踏まえた上で、採択された団体には、補助金交付決定通知書(様式第2号)を送付し、不採択となった団体には、補助金不交付決定通知書(様式第3号)を送付します。

#### 〈補助金の交付〉

・交付決定後に、補助金概算払請求書(様式第4号)の提出により、補助金を前払いします。

#### 〈実績報告時に必要な書類〉

(1) 補助事業実績報告書(様式第9号-1)

(2) 補助事業に係る収支決算書(様式第9号-2)

※領収書・レシート(写し可)等を添付してください。交通費については、日付、交通機関名、料金が分かる明細を添付してください。

(3) 事業実施報告書(様式第9号-3)

#### 〈交付額の決定〉

・実績報告後、補助金額確定通知書(様式第10号)により通知します。ただし交付額が交付決定額と同額である場合は、通知は省略します。

#### 〈報告及び調査〉

・補助金の適正化を期する必要がある場合は、補助事業者に対し、報告を求め調査を行います。

#### 〈補助金の交付決定の取消し及び返還〉

・調査等により補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者に通知します。また、補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の返還を命じることがあります。

### 6. その他、状況に応じて提出する書類

#### 〈補助事業の変更等〉

・申請した内容に変更や中止または廃止が生じた場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書等の提出が必要となります。

(1) 事業変更時

・補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第5号)

(2) 事業中止時

・補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)

### 7. 申請書類提出先・問い合わせ先

神戸市健康局保健所保健課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1

TEL: 078-322-6789

Mail: hokensyokansenshou@city.kobe.lg.jp

※持参される場合は、土日祝日を除く9時～12時、13時～17時に受付いたします。